

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。金利リスクは、全ての金利感応資産・負債を対象として管理しております。通貨については、当庫の重要な金利リスクを有する日本円及び米ドルを管理対象としております。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標である Δ EVEを複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、リスク管理部が月次でALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- | | |
|--|---|
| (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年となっております。 | (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。 |
| (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年となっております。 | (g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用しておりません。 |
| (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。 | (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
開示初年度であるため記載しておりません。 |
| (d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。 | (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト(金利リスク(Δ EVE)/自己資本の額)の結果
は20.85%となっております。 |
| (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值のみを単純合算しております。 | |

B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合リスク管理では、VaRで計測されるリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、金利変動が自己資本等に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、リスク管理部がALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク			
項番		イ	ロ
		Δ EVE	
		平成30年度末	平成29年度末
1	上方パラレルシフト	986	
2	下方パラレルシフト	0	
3	スティープ化	929	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	986	
		ホ	ヘ
		平成30年度末	平成29年度末
8	自己資本の額	4,732	

(注) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、平成30年度末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額(平成29年度)は、1,010百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、平成30年度末の Δ EVEとは計測定義が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

■ 有価証券に関する指標

1. 商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

2. 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
平成29年度	国債	—	257	—	—	—	3,033	—	3,291
	地方債	—	4,287	207	1,359	777	—	—	6,632
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	1,388	400	—	110	120	1,594	—	3,614
	株式	—	—	—	—	—	—	825	825
	外国証券	101	—	415	1,456	4,930	1,600	391	8,896
	その他の証券	230	2,826	189	175	667	—	1,345	5,434
平成30年度	国債	—	254	—	—	—	1,001	—	1,255
	地方債	1,717	2,585	888	572	762	—	—	6,525
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	100	300	—	212	600	1,526	—	2,739
	株式	—	—	—	—	—	—	146	146
	外国証券	—	—	1,112	4,408	2,100	995	402	9,018
	その他の証券	630	1,479	143	653	357	614	2,809	6,689

3.有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	3,291	3,706	1,255	1,427
地 方 債	6,632	6,537	6,525	6,454
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	3,614	3,670	2,739	2,582
株 式	825	586	146	213
外 国 証 券	8,896	7,575	9,018	9,037
そ の 他 証 券	5,434	5,250	6,689	6,725
合 計	28,695	27,327	26,374	26,441

■有価証券の時価情報

1.売買目的有価証券

該当ございません。

2.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	1,001	1,016	14	1,001	1,055	53
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	600	616	16	1,100	1,129	29
	小 計	1,601	1,632	31	2,101	2,184	82
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,000	951	△48	1,000	943	△56
	小 計	1,000	951	△48	1,000	943	△56
合 計	2,601	2,584	△16	3,101	3,127	26	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記「その他」は、外国証券です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3.その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	償却原価	差 額	貸借対照表計上額	償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が 償却原価を 超えるもの	株式	719	466	253	60	47	13
	債券	11,746	11,553	192	8,866	8,707	158
	国債	2,290	2,253	36	254	251	3
	地方債	6,151	6,014	137	6,173	6,065	107
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,304	3,285	18	2,439	2,391	48
	その他	2,751	2,619	131	5,152	4,905	246
	小 計	15,217	14,640	576	14,079	13,661	418
貸借対照表 計上額が 償却原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	791	793	△2	652	653	△0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	480	482	△2	352	353	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	310	311	△0	300	300	—
その他	9,966	11,027	△1,060	8,442	9,619	△1,177	
小 計	10,757	11,820	△1,063	9,094	10,272	△1,177	
合 計	25,974	26,461	△486	23,174	23,933	△759	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4.子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

5.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・子会社株式	—	—
非上場株式	105	85
その他の証券	13	13

■金銭の信託

1.運用目的の金銭の信託

該当ございません。

2.満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

3.その他の金銭の信託

該当ございません。

■デリバティブ取引

1.金利関連取引

該当ございません。

2.通貨関連取引

該当ございません。

3.株式関連取引

該当ございません。

4.債券関連取引

該当ございません。

5.商品関連取引

該当ございません。

6.クレジットデリバティブ取引

該当ございません。

■報酬等に関する事項

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	82

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」82百万円、退職慰勞金及び賞与に関しては該当ございません。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第4号、第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。